



契約社員を正社員にしてもらえる 57万円(72万円)の助成金

厚生労働省の助成金に「キャリアアップ助成金」があります。
支給要件がシンプルで支給申請に必要な書類もわかりやすいため、人気のある助成金です。
実際に、無理なく使える企業が多いというのもポイントです。

どのような助成金かといいますと、
有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(以下「有期契約労働者等」という)の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

キャリアアップ助成金には、「正社員化コース」、「人材育成コース」、「処遇改善コース」という3つのコースに5つ追加され8つのコースがありますが、その中でも使いやすいのが「正社員化コース」です。

キャリアアップ助成金「正社員化コース」

【概要】

- ① 有期契約労働者→ 正規雇用に転換した場合：
1人当たり57万円(生産性の向上が認められた場合72万円)
- ② 有期契約労働者→ 無期雇用に転換した場合：
1人当たり28.5万円(生産性の向上が認められた場合36万円)
- ③ 無期雇用→ 正規に転換した場合：
1人当たり28.5万円(生産性の向上が認められた場合36万円)

国の方針として安定した雇用形態の労働者を増やしたいという思いがあります。有期契約労働者は、いつからいつまでと期間の定めがある労働者ですので、安定した雇用とはいいいづらいです。
そこで、有期契約労働者を無期または正規雇用の労働者として雇用した場合に企業に助成金が支給されるのです。

【無期雇用と正規雇用の違い】

正規雇用: 期間の定めがなくフルタイムで働く労働者。就業規則で定める正社員としての労働条件で雇用されている労働者。

無期雇用: 期間の定めがない労働契約を締結する労働者。正社員、正規雇用労働者を除く。

【問合せ先】

都道府県労働局・ハローワーク